

役員等報酬規程

(目的)

第1条

本規程は、社会福祉法人ふれんど定款第21条の規定に基づき、理事・監事・評議員及び、法人が委嘱する委員（以下、「役員等」という）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条

本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に定める者をいう。
- (3) 法人が委嘱する委員とは、定款第6条第2項に定める評議員選任・解任委員会及び苦情処理委員会、その他法人が理事会等で特に定めた会議、委員会を構成する者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。
また、役員等が職務の遂行に当たって参加費、研修費等の旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の支給基準)

第3条

法人は、役員等に対し職務執行の対価として、別表1の定めに従い報酬を支給することができる。

なお、報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

計算金額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てて支給する。

2. 報酬は、勤務実態に応じて支給するものとし、その地位にあることのみによっては支給しない。
3. 評議員の報酬は、定款第8条に従い無報酬とする。

(法人職員給与との併給)

第4条

法人職員を兼務し、職員給与又は手当が支給されている役員及び職員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しない。

(報酬の計算期間)

第5条

報酬は1箇月単位で支給するものとし、報酬の対象計算期間は、毎月1日から末日までとする。

(報酬の支給日・支給方法)

第6条

理事長及び業務執行理事報酬は、職員給与規程に準じた日に、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込み支給する。

2. 監事又は委嘱委員等の報酬については、監査又は委員会等定められた業務に当たった都度、現金支給又は本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込み支給する。

(費用弁償、交通費及び旅費・宿泊費の支給基準)

第7条

法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって払うことができるものとする。

2. 役員等の交通費及び旅費・宿泊費については、法人が別途定める旅費規程に基づき支給する。

(退職慰労金)

第8条

役員等として月額報酬を得ていた者が5年以上その役職にあり、その後その役職を退任したときは、退職慰労金を支給する。

なお、死亡により退任した場合については、その遺族に支払うものとする。

ただし、定款第20条により解任又は辞任した者には支給しないものとする。

2. 退職慰労金は、次の方法により算出された額とし、100万円を上限に理事会において決定する。

$$\text{退職慰労金} = \text{退職時の月額報酬} \times \text{在任年数} \times \text{支給率} (25/100)$$

* 上記在任年数は1カ年単位とし、端数は月割りとする。

ただし、1箇月未満は1箇月に切り上げる。

3. 退職慰労金については、退任又は死亡により退職した後1箇月以内に、銀行振り込みにて支給する。

(公表)

第9条

法人は、本規程を持って社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条

本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条

本規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

本規程は、平成 29 年 6 月 26 日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表 1

役員に対して年度の総額が 4,000,000 円を超えない範囲で次の表に従い支給する。
（職員給与の支給を受けている理事 1 名）

役 職 名	支給上限額	基 準
理 事 長	*1 月額 300,000 円	週 8 時間以上勤務
業務執行理事	*1・2 月額 200,000 円	
理 事	無 報 酬	
監 事	日額 7,000 円	監事監査の実施
評 議 員	無 報 酬	
委 嘱 委 員	日額 5,000 円	委員会への出席

- ・役員等が同日、継続して複数の会議、委員会等の招集に応じたときは、主たる会議、委員会の報酬を支給する。
- ・役員又は評議員が関係官庁の指導等への立会等の業務に当たった場合には、日額 7,000 円及び車賃を支給する。ただし、入札等の立会については、車賃のみの支給とする。
- * 1 : 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- * 2 : 現任の業務執行理事の報酬は無報酬とする。